

令和6年第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和6年3月27日(水) 午前10時00分～

ところ：三朝町役場2階 第4会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、加藤委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部改正について
- (3) 令和6年度準要保護児童生徒の認定について【非公開】
- (4) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について【非公開】
- (5) 社会教育課事業について
- (6) 青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について（答申）
- (7) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第7号 三朝町教育委員会会議規則の一部改正について
- 議案第8号 三朝町教育委員会後援等名義の使用承認に関する規程の設定について
- 議案第9号 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱の設定について
- 議案第10号 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について（諮問）
- 議案第11号 三朝町社会教育委員の委嘱について
- 議案第12号 三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について
- 議案第13号 三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について
- 議案第14号 令和6年度三朝町学校運営協議会委員の任命について
- 議案第15号 三朝町人権教育推進員の任命について
- 議案第16号 町立みささ図書館協議会委員の任命について
- 議案第17号 三朝町心の教室相談員の任命について
- 議案第18号 令和6年度小中学校校医等の委嘱について
- 議案第19号 令和6年度小中学校職員等の配置について【非公開】
- 議案第20号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について【非公開】
- 議案第21号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について【非公開】

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和6年4月 日() : ~ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【3月】			
3月2日 (土)	～ 3日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月5日 (火)	13:30-	校長会、共同学校事務室協議会	
	～ 6日	県立高校一般入試	
3月7日 (木)	～22日	三朝町3月定例議会	
3月8日 (金)	9:30-	中学校卒業式 (60名)	文化ホール
3月12日 (火)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
		令和5年度末教職員人事学校長内示	
3月14日 (木)		県立高校一般入試合格発表	
3月15日 (金)	9:30-	小学校卒業式 (46名)	小学校
3月22日 (金)		小中学校修了式	
3月27日 (水)	10:00-	教育委員会定例会	
【4月】			
4月1日 (月)	9:00-	年度始め式	
4月2日 (火)	15:45-	三朝町立学校転入教職員等着任式	
4月5日 (金)	11:10-	校長会	
4月9日 (火)		小中学校始業式	
	～15日	ふれあい運動	
4月10日 (水)		小中学校入学式 (午前：小学校、午後：中学校)	
4月16日 (火)	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月17日 (水)	14:30-	中部スクラム教育連絡協議会	
	～18日	小学校6年修学旅行	広島
4月19日 (金)		中学校PTA総会	
4月23日 (火)		全国学力・学習状況調査	
4月24日 (水)	～25日	春の区長会	
4月25日 (木)		小学校PTA総会	

- ・小学校全校遠足 5月2日
- ・中学校2年トライワーク 5月7日～10日
- ・中学校3年修学旅行 (東京) 5月8日～10日
- ・とっとり学力・学習状況調査 5月9日 (小学校)
- ・中学校1年三徳山登山 5月9日～10日
- ・小学校運動会 5月18日 (予備日：19日)
- ・小学校5年船上山宿泊学習 6月13日～14日

報告事項(2)

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部改正について

【要綱改正の理由】

令和6年4月から県補助金の支給要件である所得制限が撤廃されることから、県補助金の支給要件に準じ、本町の保護者への支給要件である所得制限を撤廃するもの。

近年、不登校児童生徒は増加傾向であることから、所得制限を撤廃することで保護者負担の軽減を図りたい。

【要綱改正の概要】

要綱第4条における保護者の所得制限に係る部分を削除する。

【施行の日】

施行期日は、令和6年4月1日とし、令和6年度以後の本補助金について適用する。

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三朝町不登校児童生徒支援事業補助金交付要綱（令和２年三朝町告示第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助対象者) 第４条 本補助金の交付を受けることができる者は、保護者等のうち、次の各号の全てに該当する者とする。 (１) 略 (２) 略 ２ 前項の規定にかかわらず、他市町村から本補助金と同様の補助金の交付を受けている場合は、本補助金の対象としない。	(補助対象者) 第４条 本補助金の交付を受けることができる者は、保護者等のうち、次の各号の全てに該当する者とする。 (１) 略 (２) <u>保護者等の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（以下「所得割額」という。）の合算額が、257,500円未満であること。</u> (３) 略 ２ <u>前項第２号の合算額の算出に用いる所得割額は、４月分から６月分の本補助金については前年度分、７月分から翌年３月分の本補助金については現年度分を適用する。</u> ３ <u>第１項の規定にかかわらず、他市町村から本補助金と同様の補助金の交付を受けている場合は、本補助金の対象としない。</u>

附 則

この改正は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度以後の本補助金について適用する。

報告事項(3)

令和6年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和6年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(4)

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

次のとおり通級指導教室の指導終了及び継続希望について、三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 6 条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級の終了）

第 6 条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書（様式第 5 号）とともに、保護者へ通級指導終了通知書（様式第 6 号）を提出するものとする。

報告事項(5)

【社会教育課】令和6年3月～4月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 4日	月	13:30	町文化財保護調査委員会	役場	
3月 6日	水	14:00	日本海新聞ふるさと大賞 2023 表彰式	役場	
3月10日	日	9:00	三朝町表彰・教育委員会表彰 表彰式	文化ホール	
3月11日	月	18:30	社会教育委員会	役場	
3月12日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月13日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
3月14日	木	10:00	人権啓発映画『破戒』上映会	文化ホール	3/17(日)も上映
3月15日	金	13:00	ねんりんピック鳥取 2024 競技委員会	役場	
3月16日	土	9:00	みささ青空体験塾 閉塾式	文化ホール	
3月19日	火	9:00	社会教育委員会(諮問検討会) 答申 (青少年育成団体の在り方)	役場	諮問(R6/1/12)
3月25日	月	14:00	町文化団体連絡協議会 理事会	役場	
		19:00	町体育協会 理事会	文化ホール	
3月26日	火	18:30	青少年育成町民会議及び少年補導委員 協議会 合同総会	役場	
3月27日	水	10:30	日本遺産活用推進協議会	役場	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 5日	金	13:00	第1回学校運営協議会	文化ホール	
4月 6日	土		中部スポーツ少年団野球交流大会	倉吉市ほか	4/13(2日目)
4月 9日	火	18:30	町スポーツ少年団 総会	役場	
		19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
4月10日	水	10:00	人権啓発映画「破戒」上映会	三徳センター	
		15:00	東伯郡体育協会 理事会	役場	
4月13日	土	9:30	町スポーツ少年団 結団式	スポセン	
4月19日	金	13:15	市町村人権教育・啓発行政担当者会	倉吉体育文化 会館	
		19:00	町体育協会 総会	文化ホール	
4月20日	土	9:00	みささ青空体験塾 開塾式	文化ホール	

4月27日～ 5月 4日 日本遺産ウィーク

4月中旬 令和6年度 第1回三朝町社会教育委員会(未定)

4月下旬 文化団体連絡協議会 総会(未定)

令和6年3月19日

三朝町教育委員会
教育長 西田 寛司 様

三朝町社会教育委員会
委員長 布廣 覚



青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方について（答申）

令和5年12月26日付で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

【諮問内容】

本町においても、少子高齢化の進展に伴い、人口減少と核家族化が顕著に進展する中、次代を担う青少年の健全育成のため、学校、家庭、地域が共にその教育力を生かしながら、相互連携のもとに取り組みを推進することが求められており、特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然や文化・芸術、科学等に直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にあり、組織運営の在り方を検討する必要があります。

このように、青少年の健全育成は大きな転換点を迎えており、組織体制の再構築が必要となっていることから、「青少年育成三朝町民会議及び少年補導委員協議会の在り方」について御意見をいただきたく諮問します。

近年、急速に少子化が進行する中、グローバル化と高度情報化社会への転換期にあつて、物質的な豊かさ、便利さを求める一方で、家庭の多様化や地域社会の希薄化など、青少年を取り巻く諸課題については、本町も例外でなく新たな課題に直面している。

しかし、このような社会環境にあつても、家庭や学校、地域社会との関わりの中で、自己肯定感、自己有用感などを醸成し、豊かな心を育むことは青少年育成を担う私たち大人の責務と役割であることから、本委員会において「三朝町青少年育成団体における今後の在り方検討会」で取りまとめられた内容を基に自由に意見交換を行った。

会議では、各委員の経験や持論を交えながら、「地域社会全体で、子どもたちが自立するための地域活動を展開していくためには、どのような体制や手法が必要であるのか。」、又、「コミュニティスクールを推進していくうえで、新たな青少年育成団体はどのような役割を担い、どう活動を進めていくべきか。」などについて検討を進め、活動方針や組織体制、地域協議会をはじめとする関係機関や支援団体との関わり等について、次のとおり提言するに至った。

なお、今回の答申が本町における新たな青少年健全育成のスタート地点に立つきっかけとなり、地域の各種団体が効果的に連携を図ることができる体制が構築されることを大いに期待する。

記

1. 組織体制について

今後も全国的に少子化が進んでいるという現状を踏まえながら、時代に即した新たな視点による組織運営を図られたい。

2. 地域との連携について

子ども・若者が地域とつながりを持ちながら地域活動を推進することを基本理念とし、これを実現するために地域協議会、学校運営協議会、老人クラブ、学生等、様々な団体や地域コミュニティと積極的に連携を図り、教育資源と人材確保に努められたい。

3. 運営方針について

実現可能な活動から開始するとともに、活動拠点として空き校舎の活用を検討する等、町民一体となった活動として継続できるような事業運営を図られたい。

4. 高校生、若者の地域参画について

本町には高等学校が所在しないことから、高校生以上の若者が町内で活動する機会が小中学生と比べて極端に少ない状況にあると考える。

については、高校生以上の若者が地域活動に参画できる機会を積極的に創出されたい。

5. 情報発信

町民一体となった活動気運の醸成には、町内外に子ども・若者が地域で活躍する姿を広く認知してもらう必要があると考える。

については、活動内容や子ども・若者に対する事業紹介等、様々な媒体を活用した効果的な情報発信に努められたい。

6. 予算の確保

未来への担い手づくりの投資という視点で、子ども・若者育成に関する予算の確保に努められたい。

以上

報告事項(7)

【図書館】令和6年3月～4月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【3月】			
3月 1日 (金) - 3/27	【企画展示】	法務局『土地・建物の相続登記申請の義務化』に関する展示	
3月 6日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	参加親子16組
3月 8日 (金) 13:00-	【研修会議】	電子書籍勉強会(中部地区)	倉吉市
- 4/24	【書籍展示】	小中学校 教科書展示	
3月 9日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者14名
3月12日 (火)	【育児支援】	5歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
3月13日 (水) 10:40-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
3月14日 (木) - 4/24	【書籍展示】	本屋大賞2024ノミネート作品・過去受賞作品展示	
3月17日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	参加親子13名
3月23日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者 名
3月27日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
3月28日 (木)		休館日(資料整理日)	
10:00-		消防訓練(文化ホール合同)	文化ホール
14:00-	【研修会議】	みささ図書館協議会(第2回)	
3月29日 (金) 13:00-	【定期取組】	東学童 読み聞かせ&工作教室	三徳センター
- 4/18	【企画展示】	世界自閉症啓発デー in 鳥取 2024 パネル展示	

【学校への貸出】 (小学校) 3年…(社会)昔の道具、町の様子、今昔に関する本 計 13冊

日 時	内 容		備 考
【4月】			
4月 3日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	
4月13日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
4月16日 (火)	【育児支援】	3歳児健診(配本)	文化ホール
4月17日 (水) 10:40-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	
4月20日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
4月21日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
4月23日 (火)		子ども読書の日	
- 5/29	【企画展示】	日本遺産PR展示	
- 6/30	【特別企画】	みささ図書館へ行こう！キャンペーン	
4月24日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
	【定期取組】	三朝中学校図書委員選書(来館)	
4月25日 (木)		休館日(資料整理日)	

議案第 7 号

三朝町教育委員会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会会議規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

会議の延会、散会、中止及び休憩について規定するため、当該部分を改正する。

【改正の概要】

会議の延会、散会、中止及び休憩は、教育長がこれを宣告する。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会会議規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（開会等の宣告）</u> 第7条 会議の <u>開会、閉会、延会、散会、中止及び休憩</u> は、教育長がこれを宣告する。	<u>（開閉の宣告）</u> 第7条 会議の <u>開閉</u> は、教育長がこれを宣告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別紙) 用語の定義

- ・「開会」… 会期（会議）の開始
- ・「延会」… その日の会議を他の日に延ばし、その日の会議を閉じること
(例) 予定されていた議事を開けなかったとき
その議事が終わらなかったとき
開議時刻後相当の時間を経ても出席委員が定足数に達しないとき
会議中、定足数を欠くに至ったとき など
- ・「散会」… その日の会議の議事が全て終了すること
※会期を1日とする場合が専らの教育委員会会議においては使用する機会がまずない（閉会となる）。
- ・「中止」… 会議を途中で止めること。取り止め
(例) 議場が混乱し整理しがたいとき など
- ・「休憩」… 会議を一時中止すること。休息。後刻再開することが予定されている措置。
(例) 会議中、定足数を欠くに至ったとき など
- ・「閉会」… 会期（会議）の終了

議案第 8 号

三朝町教育委員会後援等名義の使用承認に関する規程の設定について

次のとおり三朝町教育委員会後援等名義の使用承認に関する規程を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【設定の理由】

三朝町教育委員会後援等名義の使用承認に関する定めがないため、本訓令を設定する。

【設定の概要】

国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する展示会、講演会その他各種大会等の行事について、主催者から三朝町教育委員会へ後援又は共催名義の使用申請があった場合における承認基準その他必要な事項を定める。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会後援等名義の使用承認に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する展示会、講演会その他各種大会等の行事について、主催者から三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ後援又は共催（以下「後援等」という。）名義の使用申請があった場合における承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について、名義使用を許可する等外部的に支援すること。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施について、共同主催者として責任の一部を負担すること。

(名義等)

第3条 後援等について使用を承認する名義は「三朝町教育委員会」又は「鳥取県三朝町教育委員会」とする。

- 2 主催者から特に要望がある場合は、協賛名義の使用を承認することができる。この場合において、協賛とは、前条に定める後援と同義とする。

(承認基準)

第4条 後援等名義の使用の承認をすることができる行事は、後援等名義の使用が三朝町教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 行事が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
- (2) 行事が宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。

(共催行事の経費の負担)

第5条 行事の共催をするに当たって、教育委員会が当該行事に要する経費を負担することができる額は、予算で定めるものとする。

(申請手続)

第6条 後援等名義の使用申請をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に行事の開催要領等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の趣旨及び内容

(3) 行事の開催期間及び開催場所

(承認又は不承認の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第4条に定める承認基準に従って審査の上、後援等名義の使用の承認又は不承認を決定し、申請者に対して、その旨を記載した文書により通知するものとする。

(事業計画変更の手続)

第8条 行事の主催者は、申請時の行事計画を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、当該変更に係る計画内容について承認を受けなければならない。ただし、変更事項が軽易なものであるときは、この限りでない。

(承認の取消し)

第9条 後援等名義の使用の承認をした場合において、当該行事等の内容、実施状況等が第4条に定める承認基準に違反するものがあると認められるときは、遅滞なく当該違反の是正を求めるとともに、必要に応じて、文書により当該承認の取消しをすることができる。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、後援等名義の使用承認に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

議案第9号

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱の設定について

次のとおり三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱を設定することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和45年三朝町教育委員会規則第4号）第2条第6号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年3月27日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【要綱の趣旨】

本町における生涯学習施策の総合的な推進に関し、新たな生涯学習推進プランを策定するため、三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会の設置に関し、必要な事項を定める。

【要綱の概要】

策定委員会の所掌事務、組織、任期等を定める。

【施行期日】

令和6年4月1日

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（6） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）（以下「本プラン」という。）の策定を行うため、三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、教育長の諮問に応じ、計画の策定に関し、調査、審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

（組織）

第3条 策定委員会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 社会教育に関して学識を有する者
- （2） 社会教育関係団体等（生涯学習・スポーツ・文化芸術）に属する者
- （3） 社会教育及び行政機関関係者
- （4） その他教育長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から本プランの策定の日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、社会教育課において行う。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

- 2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第 10 号

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について（諮問）

次のとおり三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会へ諮問することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年教委規則第 4 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、本委員会の承認を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 諮問の相手方

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会 委員長

2 諮問理由

新たな生涯学習推進プランの策定するにあたり、三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、諮問するもの。

3 諮問内容

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

以下 略

○三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱
（所掌事務）

第 2 条 策定委員会は、教育長の諮問に応じ、計画の策定に関し、調査、審議し、その結果を教育長に答申するものとする。

諮 問（案）

次の事項について、三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、諮問します。

「三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について」

令和6年 月 日

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）策定委員会 委員長 様

三朝町教育委員会

【諮問理由】

本町では、昭和63年9月に議決された「生涯学習の町」宣言を根幹に、平成10年3月に生涯学習の町づくり推進計画「生き生きプラン21」を策定し、町民一人ひとりが本当の「しあわせ」を実感できる「豊かな未来を創造する心」の醸成を目指し続けることを基本理念に各種施策を展開してきました。

しかし、本町の生涯学習の町づくり推進計画である「生き生きプラン21」は策定から26年が経過しており、この間、少子高齢化の進行や情報化社会の進展など社会情勢は大きく変化する中、新型コロナウイルスの影響による「学びの環境変化」など、生涯学習活動にも大きな影響を与えています。

さらに「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、町民一人ひとりが生涯にわたって「しあわせ」を実感し、「学び」を通して豊かな「心」を創造していくためには、教育の『不易と流行』を取り入れていくことが求められています。

多様化・複雑化する課題や地域の実情と向き合いながら、今後の生涯学習における基本理念や進むべき方向性、施策内容等について御審議いただき、生涯学習のまちづくりをより一層推進するための新たな「生涯学習推進プラン（仮称）」の策定について貴委員会へ諮問します。

議案第 11 号

三朝町社会教育委員の委嘱について

次のとおり三朝町社会教育委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○三朝町社会教育委員に関する条例（昭和 30 年 6 月 3 日条例第 15 号）

（組織）

第 2 条 委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

別紙（議案第 11 号関係）

1 三朝町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所属職名等	備 考
学校教育関係者	中川 弘通	三朝小学校長	
	岡本 勇人	三朝中学校長	
社会教育関係者	布広 覚	鳥取県青少年育成推進指導員	7 期目
	小椋 千秋	NPO 法人里山地域研究会理事長	3 期目
	石田 梨香	賀茂地域協議会事務局	2 期目
	長安 晴美	元スポーツ少年団育成者	2 期目
	山内 有二	和太鼓グループ「えん太」リーダー	新任
	大久保尊善	学校支援ボランティア	新任
	中原 正樹	三朝町スポーツ推進委員	新任
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	山本 聖子	えほんのくら会員	4 期目
	谷本 寛幸	元東伯郡中学校 PTA 連合会会長	2 期目
学 識 経 験 者	土居裕美子	鳥取看護大学教授	新任

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 その他

学校長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

議案第 12 号

三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 委嘱する者

氏 名	備 考
米原章太郎	再任（平成27年 4 月 1 日から）
米田 正雄	再任（平成27年 4 月 1 日から）
長安 伸明	再任（平成28年 4 月 25日から）
眞田 廣幸	再任（平成30年 4 月 1 日から）
石笠 浩史	再任（令和 5 年 6 月 29日から）
岸田 寿和	新任（令和 6 年 4 月 1 日から）

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町文化財保護条例
（文化財保護調査委員会）

第 3 条 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財保護調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行う。

3 調査委員会の委員の定数は、6 人以内とし、その任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 調査委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

議案第 13 号

三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

次のとおり三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 松浦 靖明（まっうら やすあき）

2 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《 参 考 》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町地域学校協働活動推進員設置要綱
（設置及び定数）

第 3 条 教育委員会は、三朝小学校及び三朝中学校（以下「学校」という。）に推進員を置くことができる。

2 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、各学校 1 名を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

（資格及び委嘱）

第 4 条 推進員の委嘱は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

（1） 地域において社会的信望がある者

（2） 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

（委嘱期間及び委嘱の解除）

第 5 条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

議案第 14 号

令和 6 年度三朝町学校運営協議会委員の任命について

次のとおり令和 6 年度三朝町学校運営協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 6 年度三朝町学校運営協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が任命する。

令和 6 年度 学校運営協議会委員名簿

	三 朝 小 学 校	三 朝 中 学 校
1	<u>【新会長決定後に任命】</u> (P T A 会長)	<u>【新会長決定後に任命】</u> (P T A 会長)
2	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)	朝 倉 聡 (小鹿地域協議会長)
3	清 水 成 眞 (三徳地域協議会長)	清 水 成 眞 (三徳地域協議会長)
4	<u>橋 本 忠 幸</u> (みささ村地域協議会長)	<u>橋 本 忠 幸</u> (みささ村地域協議会長)
5	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)	山 崎 一 彰 (賀茂地域協議会長)
6	徳 田 修 一 郎 (高勢地域協議会長)	徳 田 修 一 郎 (高勢地域協議会長)
7	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)	高 見 昌 利 (竹田地域協議会長)
8	<u>小 椋 千 秋</u> (みささ青空体験塾役員)	布 廣 覚 (社会教育委員)
9	松 原 万 里 子 (主任児童委員)	有 間 昭 人 (人権擁護委員)
10	岡 本 勇 人 (三朝中学校長)	藤 井 俊 子 (元教育委員)
11	<u>吉 田 朋 幸</u> (園長会代表)	中 川 弘 通 (三朝小学校長)
12	松 浦 靖 明 (<u>地域コーディネーター</u>)	松 浦 靖 明 (<u>地域コーディネーター</u>)
13	中 川 弘 通 (三朝小学校長)	岡 本 勇 人 (三朝中学校長)
14	小 谷 渉 (三朝小学校教頭)	<u>北 尾 正 彦</u> (三朝中学校教頭)

議案第 15 号

三朝町人権教育推進員の任命について

次のとおり三朝町人権教育推進員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 栗原 靖弘（ くりはら やすひろ ）

2 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町人権教育推進員設置規則

（目的）

第 1 条 この規則は、基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを推進するため、人権教育推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任命及び任期）

第 2 条 推進員は、三朝町教育委員会が任命する。

2 推進員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 16 号

町立みささ図書館協議会委員の任命について

次のとおり町立みささ図書館協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 町立みささ図書館協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例

（協議会の設置等）

第 5 条 図書館に、町立みささ図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別紙（議案第 16 号関係）

1 町立みささ図書館協議会委員名簿

氏 名	所属・職名	備 考
岡 本 勇 人	三朝中学校 校長	町立学校図書館の代表（中学校）
中 川 弘 通	三朝小学校 校長	町立学校図書館の代表（小学校）
_____	みささこども園 園長	保育所・こども園代表
_____	三朝小学校 P T A 会長	小学校 P T A 会長
田 栗 幸 人	三朝町老人クラブ連合会 代表	社会教育関係団体の代表者
山 本 聖 子	三朝町社会教育委員会 委員	学識経験者（社会教育委員）
吉 田 弘 幸	町立みささ図書館 元館長	学識経験者（図書館長経験者）
西 田 醇	三朝町教育委員会 元委員	学識経験者（教育委員経験者）
福 田 茂 樹	三朝町商工会 役員	図書館利用者
布 廣 泰 恵	三朝町立保育園 元園長	図書館利用者

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

議案第 17 号

三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり三朝町心の教室相談員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 氏 名 松浦 千津子（ まつうら ちずこ ）
- 2 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。

議案第 18 号

令和 6 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 6 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 6 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町 3 丁目 1178-3
	三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝小学校	小川 由	あけしま歯科医院	倉吉市幸町 507-20
	三朝中学校	伊達岡陽一	ララ歯科クリニック	三朝町大瀬 1076-4
薬剤師	三朝小学校	杉谷 崇仁	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1
	三朝中学校	江波 正英	すばる薬局	三朝町山田 677-5
校医（耳鼻科）	三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医（眼科）	三朝小学校 三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 19 号

令和 6 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 6 年度小中学校職員等の配置をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 20 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 21 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。